

1. はじめに

位置づけ	自転車活用推進法第11条に基づく、豊田市の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画		
計画区域	市内全域	計画期間	令和2年度～令和6年度までの5年間

2. 自転車を取り巻く動向

- 平成29年5月に自転車の活用による環境負荷の低減、災害時の交通機能維持、国民の健康増進等を目的に「自転車活用推進法」が施行。全国的に自転車利用の増進に向けた取組が進む。
- 豊田市では、自転車利用者の安全意識を高めるため、自転車損害賠償責任保険等への加入促進等を盛り込んだ「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を令和2年4月に施行予定。

3. 基本方針

当初計画	目標	歩行者・自転車・自動車が互いに意識し譲り合える安全で快適な利用環境を整備し、人と環境にやさしい自転車のまち とよた の実現を目指す
	施策	<ol style="list-style-type: none"> 空間づくり ～自転車通行空間の整備～ 意識づくり ～通行ルール周知、マナー向上の取組～ 仕組みづくり ～自動車から自転車への転換を促す取組～
	上位計画：第8次豊田市総合計画	【将来都市像】つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた
	条例：自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	【目的】自転車利用者の交通安全の確保及び交通安全意識の向上、自転車事故による被害者の保護
	自転車に関する状況	自転車の交通事故状況、自転車の利用状況、自転車の活用推進における取組
	当初計画の評価と課題	当初計画の推進により、安全で快適な自転車利用環境の創出に寄与各施策の取組の評価と課題を踏まえ、更なる自転車活用の推進が必要
	国の自転車活用推進計画	
	愛知県の自転車活用推進計画	

豊田市自転車活用推進計画	目指す姿	歩行者・自転車・自動車が互いに意識し譲り合え、「だれもが安全で快適に楽しく自転車をつながるまち 豊田」の実現を目指す
	目標	<ol style="list-style-type: none"> 空間づくり ～自転車ネットワーク路線の質の向上～ 意識づくり ～子どもから大人まで通行ルールの共通認識が持てる啓発・教育の充実～ 仕組みづくり ～自動車から自転車への転換を促し、楽しく自転車を利用できる取組～

4. 実施計画（取り組むべき施策と具体的な措置）

取り組むべき施策（8）	具体的な措置（16）	取組イメージ
(1)自転車ネットワーク路線の安全性・快適性の向上	1)効果的・効率的な自転車通行空間の延伸	4)安全性・快適性向上を目的とした自転車通行空間の改善 
	2)完成形態を見据えた自転車通行空間の整備	
	3)サイクリングロードの整備推進	
(2)自転車通行空間の改善	4)整備後の課題や利用者の声をふまえた自転車通行空間の改善	5)ターゲット（高校生・通勤利用者）への重点的な啓発活動 
(3)自転車の交通ルール（自転車安全利用五則など）の普及啓発の強化	5)自転車利用者、ドライバーへの啓発活動 6)自転車の交通ルールの周知 7)自転車安全利用推進強化地区の指定	
(4)子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実	8)交通安全学習センター施設内及び出張による交通安全講習の実施	8)交通安全学習センター内の自転車通行空間を活用した講習 
(5)事故から身を守るための取組の促進	9)自転車保険加入の促進 10)ヘルメット着用の促進及び自転車の点検・整備の促進	
(6)クルマと自転車のかしこい使い分けによる自転車利用促進	11)市内企業等との連携によるPR策の実施	11)市内企業との連携（企業による自転車試乗会） 12)ボタリングのPRマップ 
(7)サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実	12)公共交通と連携したおすすめボタリングコースのPR 13)サイクリングロードの整備推進（再掲-空間づくり）	
(8)良好な駐輪環境の確保	14)市営駐輪場の設置・指定管理による管理	15)自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分 16)駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底
	15)自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分	
	16)駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底	

5. 計画推進に向けた体制及びフォローアップ

学識経験者、警察、民間企業、行政、学校、道路利用者、交通事業者で組織する「豊田市自転車利用環境整備推進会議」が中心となり、一定期間ごとに取組や目標指標のモニタリング等を行い、効果・課題などを把握していきます。また、PDCAサイクルによる確実な進捗管理を行い、継続的な計画の推進を図ります。



図 PDCAサイクル

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	計画目標		
			空間づくり	意識づくり	仕組みづくり
①自転車の交通事故死傷者数	281人 (平成28～30年平均)	239人	○	○	
②外出する際、自転車を利用できる市民の割合	30.4% (平成30年)	現状維持	○		○
③市民意識調査による「歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な道路が整っているまち」として満足する市民の割合	23.8% (平成28年)	26.8%	○	○	○
④自転車損害賠償保険加入率	令和2年実施予定アンケート調査結果値	令和2年実施予定アンケート調査結果値より向上		○	
⑤放置自転車撤去台数	1,896台 (平成28～30年平均)	1,611台			○